（法第二十条第一項の情報の公表）

**第十九条**　法第二十条第一項の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに当該各号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ一以上公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

イ　採用した労働者に占める女性労働者の割合

ロ　男女別の採用における競争倍率

ハ　その雇用する労働者及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

ニ　係長級にある者に占める女性労働者の割合

ホ　管理職に占める女性労働者の割合

ヘ　役員に占める女性の割合

ト　その雇用する労働者の男女別の職種の転換又はその雇用する労働者の男女別の雇用形態の転換及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の男女別の雇入れの実績

チ　男女別の再雇用（通常の労働者として雇い入れる場合に限る。）又は中途採用（おおむね三十歳以上の者を通常の労働者として雇い入れる場合に限る。）の実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

イ　その雇用する労働者（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。）の男女の平均継続勤務年数の差異

ロ　男女別の継続雇用割合

ハ　男女別の育児休業取得率

ニ　その雇用する労働者（労働基準法第三十八条の二第一項の規定により労働する労働者、同法第三十八条の三第一項の規定により労働する労働者、同法第三十八条の四第一項の規定により労働する労働者、同法第四十一条各号に該当する労働者及び同法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者並びに短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。ホにおいて同じ。）一人当たりの時間外労働及び休日労働の一月当たりの合計時間

ホ　雇用管理区分ごとのその雇用する労働者及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの時間外労働及び休日労働の一月当たりの合計時間数

ヘ　有給休暇取得率

ト　雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

（削る）

（削る）

（削る）

三　その雇用する労働者及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

四　その雇用する労働者（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。）の男女の平均継続勤務年数の差異

五　男女別の継続雇用割合

六　男女別の育児休業取得率

七　その雇用する労働者（労働基準法第三十八条の二第一項の規定により労働する労働者、同法第三十八条の三第一項の規定により労働する者及び同法第三十八条

（法第十六条第一項の情報の公表）

**第十九条**　法第十六条第一項の規定による情報の公表は、次に掲げる事項のうち一般事業主が適切と認めるものを公表しなければならない。

一　採用した労働者に占める女性労働者の割合

二　男女別の採用における競争倍率